令和８年度 第２回 自動車整備技能登録試験のお知らせ

1. 試験の期日、試験の種類、申請受付期間

	試験の期日	試験の種類	申請受付期間
学科試験	筆記 令和９年３月14日(日)	一級小型自動車整備士 二級自動車整備士(総合) 三級自動車整備士(総合) 三級自動車整備士(二輪) 自動車電気･電子制御装置整備士 自動車車体･電子制御装置整備士 ※二級ガソリン自動車整備士 ※二級ジーゼル自動車整備士 ※二級自動車シャシ整備士 ※三級自動車シャシ整備士 ※三級自動車ガソリンエンジン ※三級自動車ジーゼルエンジン ※三級２輪自動車整備士 ※自動車電気装置整備士 ※自動車車体整備士	**学科・実技試験受付** **令和８年12月14日(月)** **～12月18日(金)**
	口述(一級のみ) 令和９年５月　９日(日)	一級小型自動車整備士	
実技試験	令和９年８月22日(日)	一級小型自動車整備士	

《注》・実技試験は、学科試験合格者が対象です。
・実技試験実施地は、受験者数により変更することがあります。
・※印の種目は受験要件が有りますので、申請の際は事前にご相談下さい。

2. 受験申請に必要なもの（１種目ごと）

(1)受験申請書　振興会本部でお配りしています。
(2)写真１枚（縦 4.5 ㎝×横 3.5㎝）　６ヶ月以内に撮影した上半身正面脱帽のもの
(3)印鑑
(4)受験料・連絡費　一級(筆記･口述)　13,900 円（現金）
その他(学科)　12,800 円（現金）
実技受験　18,300 円（現金）
(5)一級受験者は二級、二級受験者は三級の合格証書写
(6)その他（卒業証書、実務経験証明書、設備証明書等）

3. 受験資格

(1)一級受験資格　二級の技能検定に合格した日から３年以上の実務経験がある者、又は養成施設の一級課程修了者等。
(2)二級受験資格　三級の技能検定に合格した日から２年以上の実務経験がある者、又は養成施設の二級課程修了者等。
(3)三級受験資格　１５歳以降の実務経験が６ヵ月以上ある者、又は養成施設修了者
(4)特殊受験資格　各種類の自動車装置の整備作業に関し、１年４ヵ月以上の実務経験がある者。

※各種目、自動車整備科、機械科等の卒業者は実務経験短縮制度がありますのでお問合せ下さい。
※受験地は受験者申出により変更することができますので受付時、お知らせ願います。（県外）

4. 申請書の提出先・問合せ先

整備振興会本部 教育技術課（郵送不可）
TEL　０２２-２３６－３３２３